

令和 7 年第 5 回岐阜市議会定例会に係る
委員会提出議案及び議員提出議案件名一覧

(令和 7 . 1 1)

市議第 9 号議案 岐阜市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

市議第 10 号議案 岐阜市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

市議第 11 号議案 地方税財源の充実確保を求める意見書

市議第 12 号議案 中学校における免許外教科担任を解消するために非常勤講師に
係る予算の拡充を求める意見書

市議第9号議案

岐阜市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月11日 提出

提出者

岐阜市議会 議会運営委員長 大野一生

岐阜市議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜市議会委員会条例（昭和42年岐阜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)	(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、 <u>10人</u> とする。	2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず <u>10人</u> とする。
(委員の選任)	(委員の選任)
第6条 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議長が会議に <u>諮って</u> 指名する。	第6条 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議長が会議に <u>はかって</u> 指名する。
2 特別委員は、議長が会議に <u>諮って</u> 指名する。	2 特別委員は、議長が会議に <u>はかって</u> 指名する。
3 (略)	3 (略)
4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に <u>諮って</u> 当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。	4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に <u>はかって</u> 当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
5 (略)	5 (略)
6 第4項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、 <u>第3条（常任委員の任期）第4項</u> の例による。	6 第4項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、 <u>第3条（常任委員の任期）第4項</u> の例による。

<p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p>	<p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p>
<p>第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p>	<p>第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。</p>
<p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。</p>	<p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。</p>
<p>(委員長の職務代行)</p>	<p>(委員長の職務代行)</p>
<p>第10条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。</p>	<p>第10条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。</p>
<p>2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。</p>	<p>2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p>第13条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p>	
<p>第13条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第18条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りでない。</p>	
<p>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p>	
<p>3 前項の規定による届出をして、委員会に</p>	

出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(傍聴の取扱い)

第17条 (略)

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第19条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、岐阜市議会会議規則（昭和42年岐阜市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(傍聴の取扱)

第17条 (略)

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会ににはかって傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会ににはかって決める。

(出席説明の要求)

第19条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させる

<p>を乱す委員があるときは、委員長は、<u>これを制止し、又は発言を取り消せ</u>ことができる。</p>	<p>ことができる。</p>
<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終わるまで</u>発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>	<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終るまで</u>発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>
<p>3 (略) <u>(公聴会開催の手続)</u></p>	<p>3 (略) <u>(公聴会開催手續)</u></p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>
<p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>	<p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>
<p>(意見を述べようとする者の申出)</p>	<p>(意見を述べようとする者の申出)</p>
<p>第22条 (略)</p>	<p>第22条 (略)</p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>	<p>(公述人の決定)</p>
<p>第23条 公聴会において意見を<u>聴こうとする</u>利害関係者又は学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p>	<p>第23条 公聴会において意見を<u>聞こうとする</u>利害関係者又は学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p>
<p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らないように</u>公述人を選ばな</p>	<p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらないように</u>公述人を選</p>

	<p>ければならない。</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u> (公述人の発言)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(代理人又は文書等による意見の陳述)</p> <p>第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こうとする</u>案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u></p> <p>4 参考人については、<u>第24条（（公述人の発言））、第25条（（委員と公述人の質疑））及び第26条（（代理人又は文書等による意見の陳述））</u>の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 <u>前項の記録は、議長が保管する。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定に</u></p>	<p>ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こうとする</u>案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、<u>第24条（（公述人の発言））、第25条（（委員と公述人の質疑））及び第26条（（代理人又は文書による意見の陳述））</u>の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の記録は、議長が保管する。</u></p>
--	---	---

による記録の作成は、議長が定めるところに
より、当該記録に係る電磁的記録（電子的
方式、磁気的方式その他の人の知覚によって
は認識することができない方式で作られる
記録であって、電子計算機による情報処理
の用に供されるものをいう。）により行う
ことができる。この場合において、同項の
規定による署名又は押印については、同項
の規定にかかわらず、氏名又は名称を明ら
かにする措置であって議長が定めるものを
もって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

オンラインによる方法で委員会を開くことができるようとする等のため、この条例を定めようとする。

市議第10号議案

岐阜市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

岐阜市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月11日 提出

提出者

岐阜市議会 議会運営委員長 大野一生

岐阜市議会会議規則の一部を改正する規則

岐阜市議会会議規則（昭和42年岐阜市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。）を加える。

改正後	改正前
(定足数に関する措置)	(定足数に関する措置)
第93条 (略) <u>(出席委員に関する措置)</u>	第93条 (略)
<u>第93条の2 この章における出席委員には、岐阜市議会委員会条例（昭和42年岐阜市条例第20号。以下「委員会条例」という。）第13条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。</u>	
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第116条 (略)	第116条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 前2項の場合において、委員会条例第13条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u>	
<u>4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>	
(委員長の発言)	(委員長の発言)
第117条 (略)	第117条 (略)
<u>2 委員会条例第13条の2第1項の規定によ</u>	

り、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(不在委員)

第128条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、委員会条例第13条の2第1項の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、委員会条例第13条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(不在委員)

第128条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 (略)

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

オンラインによる方法で委員会を開く場合の取扱いを定めるため、この規則を定めようとする。

市議第11号議案

地方税財源の充実確保を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

令和7年12月11日 提出

提出者

岐阜市議会 総務委員長 石井 浩二

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高などによる歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等を削減することにより、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策、DX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって、国におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体が責任を持って、地域の実情に沿った、きめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費の増加や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリン税の暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分に考慮し地方財政の収入減に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に發揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中・長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
- 4 地方公共団体が担っている役割と責任に見合うよう地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 5 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い、地方公共団体が負担する財源については国の責任において確実に確保すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛

市議第12号議案

中学校における免許外教科担任を解消するため
に非常勤講師に係る予算の拡充を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

令和7年12月11日 提出

提出者 岐阜市議会議員 堀田信夫

同 同 森下満寿美

賛成者 岐阜市議会議員 可児 隆

同 同 服部 勝 弘

同 同 田中 成 佳

同 同 原 菜穂子

同 同 披田 麻 衣

中学校における免許外教科担任を解消するために非常勤講師に係る予算の 拡充を求める意見書

本市の中学校では、毎年度、免許外教科担任（以下「免外」という。）による授業が実施されている。

免外による授業は、生徒が真に専門的な学習指導を受けられないだけでなく、学習評価に対する信頼性も揺らぎかねない。そして、その学習評価は、成績評定として、高等学校の入試等に影響を及ぼすものである。

教育職員免許法では、教育職員（以下「教師」という。）は、原則として同法に基づいて授与される免許状を有しなければならず、また当該免許状は勤務する学校種及び担任する教科に相当しなければならないこととされている。免外はあくまでも例外的な取扱いであり、文部科学省は、都道府県教育委員会に対して、免外をできる限り縮小していくことを求めている。

こうした中、本市においては、令和7年度、13の中学校で42人の教師が免外の授業を実施しており、その教科も全教科にわたっている。

免外による授業は、生徒の学習権に関わることであるとともに、教師にとっては専門外の授業を行うことにより、時間的、精神的な負担が大きく、そのことが、教師の職に就くことを回避する理由にもつながっている。中学校による免外を解消するためには、国による教職員定数の改善が不可欠であるが、このような状況への対応は先送りしてはならないものである。

よって、県におかれては、中学校における免外の解消のため、非常勤講師に係る予算を拡充するよう強く要望する。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

岐阜市議会

岐阜県知事宛